

# 「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会」の設置について

---

## 設立趣旨

- 公共建築工事の発注者には、建築市場においては民間工事が多数を占めることから、民間市場の動向を的確に把握し、発注条件や予定価格に適切に反映することが求められる。
- 一方、規模の小さい市町村をはじめとした発注者においては、こうした要求を果たすための知識や経験が十分に蓄積されておらず、入札不調等が発生し、事業が停滞している例も見受けられる。
- このような事態を防ぎ、公共建築事業を円滑に実施するためには、企画・設計・積算といった工事の発注までの一連の手続き・プロセス（発注関係事務）に沿って、具体的な事例を踏まえて、課題を抽出・検証する必要がある。
- こうした検討を踏まえて、発注関係事務を適切に行うための留意点や対応策をとりまとめることは、規模の小さい市町村も含めた発注者が建築事業を円滑に実施する上で有効な方策であると考えられる。
- このため、学識経験者や地方公共団体の協力を得て、「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会」を設置し、関係団体による情報提供も踏まえて、課題の検証や対応策の検討等を行うこととする。

## 主な論点（案）

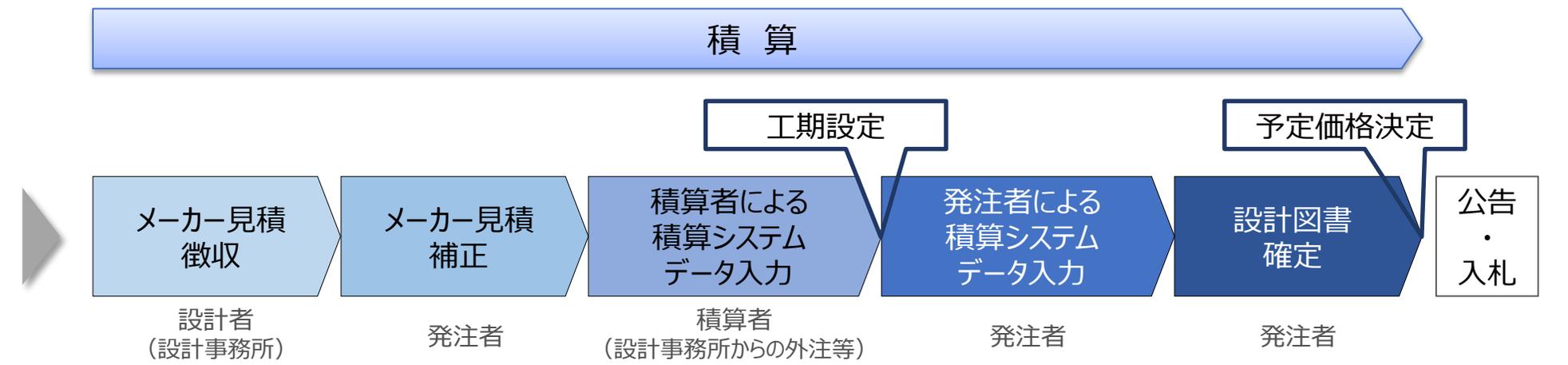
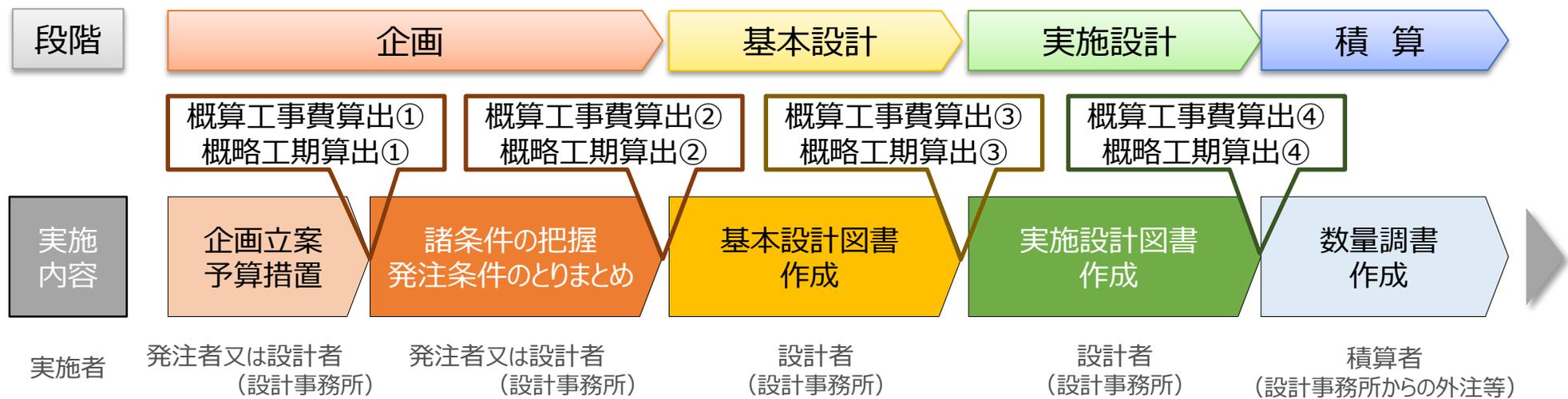
- 公共建築事業における工事発注までの発注関係事務における課題
  - ・企画段階における工事費の精度や変動リスク等の把握
  - ・設計段階における状況に応じた予算の追加確保
  - ・積算段階における市場の実勢価格を的確に捉えた見積単価の設定
- 発注者、設計事務所、積算事務所の役割
  - ・設計積算成果物の精度確保とチェック体制
  - ・関係当事者の円滑な意思疎通
- 課題を踏まえた留意点や対応策の検討

等

## 今後のスケジュール（案）

	開催時期	ゲストプレゼンター	テーマ
第1回	3月30日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国中小建設業団体</li> <li>・日本建築士事務所協会連合会</li> <li>・日本建築士会連合会</li> <li>・日本建築家協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官庁営繕部における最近の取組み</li> <li>・公共建築事業における課題①</li> </ul>
第2回	4月24日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業団体</li> <li>・積算事務所団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における事業事例</li> <li>・公共建築事業における課題②</li> </ul>
第3回	5月～6月	等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築事業 円滑実施の手引き（仮）（骨子）について</li> </ul>

# 【参考】公共建築事業の発注フロー



※典型的な事業の例

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法<sup>\*1</sup>」を中心に、密接に関連する「入契法<sup>\*2</sup>」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

## 品確法の改正 (H26.6.4施行)

<目的> 公共工事の品質確保の促進

- 基本理念の追加: 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等

基本理念を実現するため

- 発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

## 基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務【通知 H26.10.22】

## 運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

## 品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

## 入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

- ダンピング対策の強化
- 契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保

## 適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な設計変更の実施等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務【要請通知 H26.10.22】

## 建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

- 建設工事の担い手の育成・確保
- 適正な施工体制確保の徹底

## 建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

## 建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

- 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価 等

**運用指針とは：**品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- 国は、**本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

### 必ず実施すべき事項

### 実施に努める事項

#### ① 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定**に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

#### ② 歩切りの根拠

**歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

#### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

#### ④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

#### ⑤ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

#### ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

#### ⑦ 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

#### ⑧ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、**見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す**。

#### ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

#### ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。